

平成30年 関東女子倶楽部対抗 千葉第2会場予選競技 組合せ及びスタート時間表

(参加者 19倶楽部・114名)

期日: 6月6日(水)

場所: レインボーヒルズカントリークラブ 豊里コース EAST・WESTコース

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番(EASTコース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	7:30	内藤旬子	紫	楠珠美	船橋	西名里佳	千葉新日本	深山文美代	袖ヶ浦
2	7:39	進藤美恵子	鷺之台	小溝久美子	習志野	長尾説子	成田GC	水上由美子	鶴舞
3	7:48	長谷川浩子	京	小坂順子	千葉	荒木慶子	藤ヶ谷	上野陽子	オーク・ヒルズ
4	7:57	湯浅智美	成田GC	夜差惠美子	鷺之台	岡田英子	加茂	中島友美	袖ヶ浦
5	8:06	安藤善子	東京湾	飯田貞子	真名	松山菜穂子	習志野	国崎由美	千葉新日本
6	8:15	江英美	紫	井上直子	袖ヶ浦	蒲田恭子	鷺之台	佐藤みゆき	姉ヶ崎
7	8:24	関根奈穂美	富里	嶋田輝美	レインボーヒルズ	竹内美代子	加茂	中村ひろ子	紫
8	8:33	古谷直子	木更津	鈴木佐知子	京	長崎恵子	鶴舞	濱田里美	姉ヶ崎
9	8:42	空美栄子	船橋	小林美紀	真名	南相禮	木更津	原田町子	習志野
10	8:51	青木英子	千葉	難波幸子	レインボーヒルズ	渡邊美江子	東京湾	星野アツ子	富里
11	9:00	外山幸江	加茂	遠藤玉恵	千葉	高橋眞生子	船橋	喜代吉圭子	藤ヶ谷
12	9:09	平井智子	オーク・ヒルズ	濱田隆子	鶴舞	鈴木みどり	東京湾	高波由美子	オーク・ヒルズ
13	9:18	前澤有美	京	小澤敬子	紫	森美代	鷺之台	鈴木美穂	富里
14	9:27	田中明美	千葉新日本	石井みさ子	成田GC	尾崎由紀子	姉ヶ崎	石毛京子	レインボーヒルズ
15	9:36	藤田和子	真名	池内智佳子	藤ヶ谷	脇田千佳子	木更津		

10番(WESTコース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
16	7:30	畠中朝子	東京湾	篠塚美幸	富里	上原由	真名	小暮博美	姉ヶ崎
17	7:39	上田啓子	加茂	務台友子	木更津	生田目早苗	オーク・ヒルズ	山内久子	富里
18	7:48	宮内一江	レインボーヒルズ	山本宏子	紫	富田ヨネ子	千葉新日本	仁保美和子	京
19	7:57	三木美奈子	船橋	芦澤麻衣	藤ヶ谷	水島みつ子	レインボーヒルズ	吉田薰	鶴舞
20	8:06	松田百合	木更津	吉田茜	姉ヶ崎	豊嶋裕美子	千葉	森美華	船橋
21	8:15	バザロバナタリア	オーク・ヒルズ	古川康子	千葉	秋谷美樹	習志野	岡本廣子	成田GC
22	8:24	小谷美子	藤ヶ谷	山口久美	東京湾	飯村英子	真名	張元美津子	藤ヶ谷
23	8:33	島崎典枝	富里	石井周子	成田GC	月足朋子	オーク・ヒルズ	鈴木暢枝	加茂
24	8:42	朱娟佑	鶴舞	岡崎智子	千葉新日本	渡邊淳子	鷺之台	秋葉恵美子	真名
25	8:51	進藤千草	袖ヶ浦	後藤弥生	京	小林慈子	紫	伊藤るみ	習志野
26	9:00	荻野華恵	成田GC	松原智恵美	木更津	小磯玉江	千葉新日本	遠藤みちる	鷺之台
27	9:09	泉口礼子	姉ヶ崎	木村美佐子	レインボーヒルズ	里見早苗	袖ヶ浦	豊島ゆかり	船橋
28	9:18	菊地純子	習志野	村上喜代子	京	上條由美	鶴舞	大本千尋	加茂
29	9:27	水野京子	袖ヶ浦	近内麻希子	千葉	戴逸梅	東京湾		

競技委員長 安孫子久幸

平成 30 年 関東女子倶楽部対抗千葉第 2 会場予選競技

開催日:6月6日(水)

開催コース:レインボーヒルズカントリークラブ豊里コース EAST・WEST コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「**2打**」とする。

ローカルルール

- #### 1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

- ## 2. ラテラル・ウォーター・ハザード(規則 26-1)

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

- ### 3 修理地(規則 25-1)

修理地は柵杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマー킹ペイント(スタンスへの障害は除く)

- #### 4 動かせない障害物(規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接する排水溝(その道路の一部ヒント)

(6) 人工の表面を持つ道路に接し併し斜面(その道路の一部をみゆう)

(d) 距離標示用の人工の矢印、ジマー、タ

- (d) 距離標示用

パンが一内の右
付属規則 I(A)26を適用する(ボルツ規則 164.2°。ご参照)

- ### 6. 二つの不可分の部分

(1)樹木やその他の恒久的な物件に当たつては、審査を止めてその

(1) 中：ターナーが、じゆにある土工の壁や柱でできた構造物

- (b) リオーターハサート内にある
7 地面に滾る直径3mの鉄球の放落

地面にくい込んでいる球の救済
付属規則 I(A)2 を適用する(ボーラー規則 1.20. ① が充認)

- 付属規則 I(A)3a を適用する(ヨルノ規則 160 ページ)。二つ目が、上手で球が自然に動くところ。

ハッティンクリーン上で球が偶然に動かされる
規則 12.2-22.1 は以下の通りに修正とされる。

規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する

注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレーしなければならない。

- ## 9. 規則 6-6d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかつたために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

距離表

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉄を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中止と再開

(1) 通常のプレーの中止(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 險悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

險悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中止と再開の合図について

プレーの即時中断 : 1 回の長いサイレン

プレーの中止 : 連続する 3 回の短いサイレン(繰り返し)

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン(繰り返し)

同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があつたプレーヤーを競技失格とすることができます。
- J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 個毎 150 球を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1 人 3 個まで)。

競技委員長 安孫子久幸